

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

作成・最終更新日

令和6年9月24日

担当部署

総務企画部総務課行政係

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
1	・番号法第7条 ・住基法第30条の6 (市町村長から都道府 県知事への本人確認情 報の通知等)等	住民基本台帳に関 する事務	・既存住民基本台帳シス テム(既存住基システム) ・住民基本台帳ネットワ ークシステム ・ID連携サーバ(団体内 統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ ・コンビニ交付システム	○	令和5年12月19日	2024年	12月頃	基礎					市民福祉部 市民課
-	番号法第9条第 3項	給与支払事務	・職員給与システム	○								職員又は職員 であった者の給 与に関する事項 を記録した特定 個人情報ファイ ルを取り扱うシ ステムのため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務づけら れない	総務企画部 総務課
-	番号法別表第 一8	保育料の徴収等	・保育料システム	○								対象人数が千 人未満のため 特定個人情報 保護評価の実 施が義務付け られない	市民福祉部 子育て支援 課
-	番号法別表第 一9	児童相談関係事務		○								対象人数が千 人未満のため 特定個人情報 保護評価の実 施が義務付け られない	市民福祉部 子育て支援 課
2	番号法別表第 一10、76	健康管理に関する 事務	・健康管理システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番 号連携サーバ) ・中間サーバ	×	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎					市民福祉部 保健セン ター

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日			次回実施予定日
3	番号法別表第 -12	身体障害者サービ ス事務	・障害者管理システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎				市民福祉部 社会福祉課
-	番号法別表第 -15	生活保護関係事務	・生活保護システム	○							対象人数が千 人未満のため 特定個人情報 保護評価の実 施が義務付けら れない	市民福祉部 社会福祉課
4	番号法別表第 -16	税の滞納管理に関 する事務	・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課
5	番号法別表第 -16	個人住民税関係事 務	・住民税システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ ・eLTAX ・コンビニ交付シス テム	○	令和5年12月19日	2024年	12月頃	基礎				総務企画部 税務課
6	番号法別表第 -16	固定資産税関係事 務	・固定資産税システ ム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課

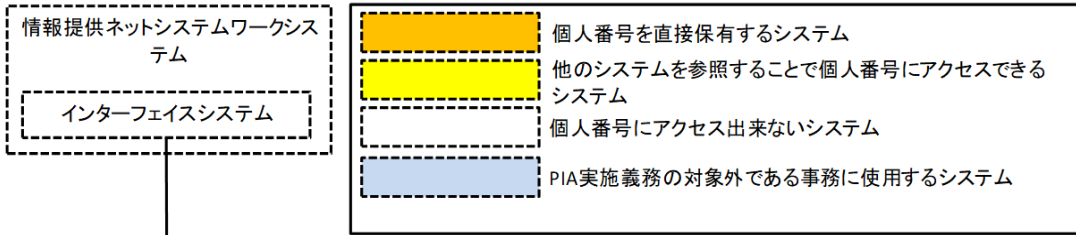
評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日			次回実施予定日
7	番号法別表第 -16	軽自動車税関係事 務	・軽自動車税システ ム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課
8	番号法別表第 -16	国民健康保険税関 係事務	1. 市町村事務処 理標準システム 2. 滞納整理システ ム 3. 収納消込システ ム 4. ID連携サーバ (団体内統合利用 番号連携サーバ) 5. 中間サーバ	○	令和4年12月1日	2025年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課
9	番号法別表第 -19、35	公営住宅・改良住 宅の管理事務	・公営住宅システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎				総務企画部 財政課
-	番号法別表第 -27	学校保健医療事務		○							対象人数が千 人未満のため 特定個人情報 保護評価の実 施が義務付け られない	学校教育課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
10	番号法別表第 -30	国民健康保険事務	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(「国保総合(国保集約)システム」(*)という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。 5. 医療保険者等向け中間サーバ等 6. 市町村事務処理標準システム	○	令和5年1月1日	2025年	4月頃	基礎				市民福祉部 市民課
11	番号法別表第 -36の2	被災者台帳作成事務	・被災者支援システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	未定	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎				総務企画部 総務課
-	番号法別表第 -37、46	児童扶養手当等に関する事務	・児童扶養手当システム	○							対象人数が千人未満のため特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	市民福祉部 子育て支援課
-	番号法別表第 -41	高齢者施設入所に関する事務		○							対象人数が千人未満のため特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	市民福祉部 社会福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
-	番号法別表第 -47	福祉手当事務		○							対象人数が千人未満のため 特定個人情報 保護評価の実 施が義務付けら れない	市民福祉部 市民課
12	番号法別表第 -49、76	母子保健、健康増 進に関する事務	・健康管理システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ ・サービス検索・電 子申請機能 ・ワクチン接種記録 システム	○	令和4年2月15日	2025年	4月頃	基礎				市民福祉部 保健セン ター
13	番号法別表第 -56	児童手当の支給に 関する事務	・児童手当システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和4年10月1日	2025年	4月頃	基礎				市民福祉部 子育て支援 課
14	番号法別表第 -59	後期高齢者医療保 険事務	・後期高齢者医療 システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎				市民福祉部 市民課
15	番号法別表第 -68	介護保険関係事務	・介護保険システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎				市民福祉部 保健セン ター
-	番号法別表第 -84	障害者自立支援に 関する事務	・G-Trust	○							対象人数が千人未満のため 特定個人情報 保護評価の実 施が義務付けら れない	市民福祉部 社会福祉課

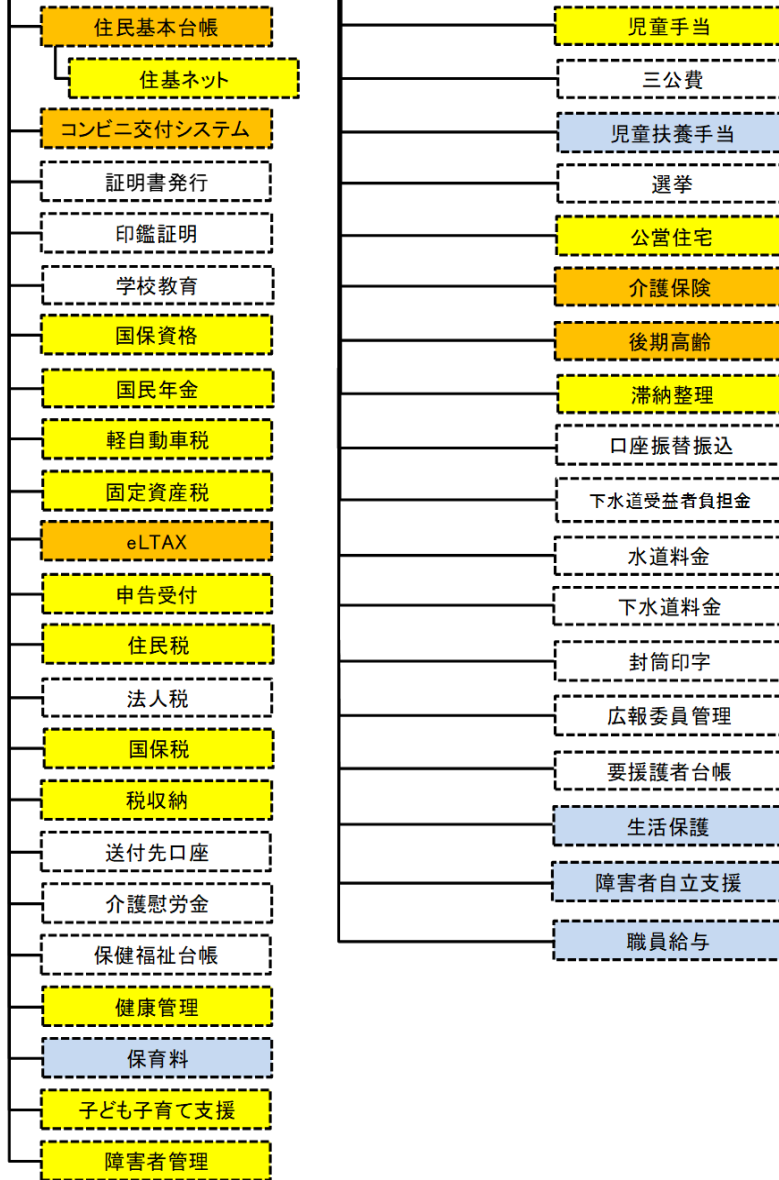
評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日			次回実施予定日
16	番号法別表第 -94	子ども子育て支援 関係事務	・子育て支援システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎				市民福祉部 子育て支援 課
17	番号法別表第 -31	国民年金関係事務	・国民年金システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2025年	4月頃	基礎				市民福祉部 市民課
18	番号法第9条第 2項	子ども医療費助成 に関する事務	・三公費システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和6年9月1日	2025年	4月頃	基礎				市民福祉部 市民課
-	番号法第9条第 2項	ひとり親家庭医療 費助成に関する事 務	・三公費システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○							対象人数が千 人未満のため 特定個人情報 保護評価の実 施が義務付け られない	市民福祉部 市民課
-	番号法第9条第 2項	重度心身障害者医 療費助成に関する 事務	・三公費システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○							対象人数が千 人未満のため 特定個人情報 保護評価の実 施が義務付け られない	市民福祉部 市民課
-	番号法第9条第 2項	不妊治療等に係る 費用の助成に関す る事務	・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○							対象人数が千 人未満のため 特定個人情報 保護評価の実 施が義務付け られない	市民福祉部 市民課

(別添1) システム概要図



中間サーバ

団体内統合宛名



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	<ul style="list-style-type: none">・宛名管理システム・住民基本台帳システム・介護保険システム・後期高齢システム・eLTAX	<ul style="list-style-type: none">・コンビニ交付システム
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳ネットワークシステム・国保資格システム・国民年金システム・軽自動車税システム・固定資産税システム・申告受付システム・住民税システム・国保税システム・税収納システム	<ul style="list-style-type: none">・健康管理システム・子ども子育て支援システム・障害者管理システム・児童手当システム・公営住宅システム・滞納整理システム・三公費システム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	<ul style="list-style-type: none">・職員給与システム・生活保護システム・障害者自立支援システム	
ネットワークが論理的に分離しているシステム		
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	<ul style="list-style-type: none">・証明書発行システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・印鑑証明システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・学校教育システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・法人税システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・送付先口座システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・介護慰労金: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・保健福祉台帳システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・選挙システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・口座振替振込システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・下水道受益者負担金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・水道料金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・下水道料金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・封筒印字システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・広報委員管理システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・要援護者台帳システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御	